

いのち
生命の水を守ろう!

産業廃棄物最終処分場建設に反対
 する連絡会ニュース NO.13 1999.11.1
 連絡先：茨城県民主医療機関連合
 会 (029-228-0600)

第1回口頭弁論開かれる! (10/5)

—赤塚設備は弁護士も欠席—

8/27(月)水戸駅北口で久しぶりの街頭宣
 伝。9人参加。(右写真参照→)

10/5いよいよ本裁判が始まること、夜の「産廃・
 ゴミ行政を考える」集会のおさそいをしました。

10/5(火)水戸地裁で2:30より第1回口
 頭弁論。ゴミ弁連より4人の弁護士さん
 が意見陳述。50人の傍聴席がいっぱいに



なり、入れない人が10数人。
 その後県庁で記者会見。旧
 県庁前で裁判内容の報告会。
 50人。(←写真参照)

6:00から水戸市民会館で
 「産廃・ゴミ行政を考える」
 集会。110人余が参加。
 遠く鹿児島や福岡の久留米
 からも闘っている住民の
 方々が参加。県内では御前
 山村, 大宮町, 笠間市, 緒川

村, 金砂郷町から15人参加。

岡山県吉永町で住民6000人のうち4500人が原告団として闘っている報告や、全国注視の全隈町裁判。何としても早く勝利して、安定型産廃処分場はもう行政も認めないという判例をつくってほしいと、参加された弁護士さんから熱い訴えがありました。

— これからの裁判の予定 —

第2回期日 1月18日(火) 11:00~12:00

第3回期日 2月29日(火) 11:00~12:00

水戸地裁です。たくさんの傍聴をお願いします。

本訴 第1回期日開かれる！

ゴミ弁連弁護士全国から結集し 意見陳述す！

弁護士 安江 祐

10月5日、水戸地裁で本訴の第1回期日が開かれました。この日は1時間あまりの時間をとって、全国から結集した5名の弁護士と原告団を代表して木戸田先生の意見陳述を行いました。

この日意見陳述をした弁護士は、ゴミ弁連代表の梶山弁護士、岡山県吉永町の弁護団にもなっている久留米の馬奈木弁護士、焼却場建設差止めの仮処分決定を勝ち取っている甲府の長倉弁護士、九州を中心に多数の処分場事件を担当している高橋謙一弁護士と地元を代表して安江の5名でした。

意見陳述の中では、安定型処分場が周辺環境を汚染することは周知の事実であり、素堀の穴にゴミを埋めるという構造自体既に時代遅れであること、厚生省の基準値行政では、水俣病などの例から明らかなように住民の生命や健康を守ることはできないことなど、自信と確信に満ちた発言がなされ、私たちも裁判勝利に向けて大いに励まされると共に、裁判所に対しても有意義な法廷となったことと思います。

水戸地方裁判所における原告団代表意見陳述

木戸田 四 郎

私はここで、水戸市全隈町に予定された産廃処分場の建設・操業の禁止を求める原告団を代表いたしまして、一言発言させていただきます。

私たちが、産廃処分場の建設に強く反対する理由は、つぎの2点からであります。

第1は、水戸市民25万人をはじめ水戸市を訪れる人々が産廃処分場から排出する有害物質に汚染された飲料水をのんで、はかりしれない被害をうける危険をさけるためであります。

処分場に投棄される予定の廃棄物の中では、廃プラスチックが発癌の危険性を強く持つばかりでなく、大変有害な物質であることは、今日ひろく認められておりますが、さらに処分場では金属くずや建設廃材に付着する有害物質の搬入を排除することが不可能なことは、今日一般に認められている事実であります。

これらの有害物質が、処分場の至近距離にある田野川に直接に、あるいは地下水となって

流入し、やがてそれが那珂川に合流する地点の直下で、水戸市民の水道水として利用される危険性を非常に心配しております。

第2に灌漑水の汚染があげられます。処分場の建設による田野川の汚染は、下流の成沢・田野川両町農民の米作に、深刻な影響を及ぼすことが予想されます。処分場の排水や地下水が流入する田野川の下流には、新しいがた堰水利組合・北川地区水利組合・田野川水利組合の三つの水利組合があり、いずれも田野川の流水を灌漑用水として利用しております。従って、田野川の汚染は、直接これらの水田耕作を、危険にさらすこととなります。田野川の汚染は、ここでとれた米を主食とする沿岸農民の健康破壊に直接つながります。

以上の理由から、私たちは水戸市全隈町への産廃処分場建設は、絶対反対であることをつよく訴えたいと思います。

□頭弁論・各弁護士の見解陳述（要約）

わが国のゴミ問題

ゴミ弁連会長 梶山 正三

わが国の一般廃棄物排出量は年5,000万トン、産業廃棄物はその約8倍の年4億トン。産廃も一般もゴミの大量排出の元凶は、悪しき製品づくりと無用な破壊である。殊更に寿命を縮めてつくられる蛍光灯、わずか5～6年しか持たない車、平均20年で破壊される木造家屋、不必要なまでに繰り返されるパソコン・自動車のモデルチェンジ。このように製品を一刻も早くゴミにして買いかえさせようとする企業側の論理がゴミ行政を支配している結果として、大量生産・大量廃棄の構造ができあがっている。

一方で、排出事業者による産廃処理による環境破壊の責任を問わない法制度が、お粗末きわまりない埋め立て地等の濫造を招き、ゴミ問題を深刻化している。

排出業者はゴミ処理を産廃業者に委託。委託先の産廃業者が不法投棄しても、委託した排出業者は責任を問われない。その結果「安かろう、悪かろう」という処理をする業者に仕事が集中。廃棄物処理法では、地域住民の声は全く「合法的」に黙殺される。

全国で多発する廃棄物紛争の原因は、

- ①最終処分場や焼却施設はすべて技術的欠陥物であり、必ず周辺環境の破壊や汚染をもたらす。
- ②地域住民の意見は全て無視される。
- ③行政や産廃業者の情報隠匿、突然の計画出現。
- ④広域処理によるゴミの集中。

全隈町の場合も、これら4つがすべて当てはまる。

現行法制度のもとでは、どのような危険な計画に対してもみずからの安全が保護されない住民にとって、最終的なよりどころは、人格権等を理由に施設の建設差止めを裁判所に訴えることしかない。

安定型処分場はすべて例外なく環境汚染等の問題を起こしている。1993年9月関東弁護士会連合会は、定期大会で安定型処分場の全面禁止を求める大会宣言を採択。時代遅れで明確な欠陥埋立地、欠陥最終処分場建設を絶対認めてはならない。

九州の地より見た 全隈訴訟の意義

福岡県弁護士会 高橋 謙一

九州各県の弁護士20数名で、6年前より「九州廃棄物問題研究会」を発足させ、廃棄物処理施設設置・操業に反対する住民とともに、この種問題にかかわる。九州では、私たちの研究会発足以来6年間、住民と弁護士と一緒に設置に反対している限り、最終処分場は一つも設置されていない。

安定型処分場は、どうしても安定5品目以外のものが混入し、その結果、有害物質が流失することはいまや周知の事実です。

本件は「管理型処分場のようにゴムシートを敷設することにより、危険性を回避している」と主張しているが、ゴムシートが破れることも又周知の事実です。

本件処分場は、ここ数年九州では設置されていないような、全国の裁判所で建設差止めが認められているような、さらに国・業界自身が見切りをつけているような時代遅れの危険な処分場です。

住民の期待に

応える判断を！

久留米第一法律事務所

馬奈木 昭雄

久留米市が設置を予定している一般廃棄物処分場建設差止訴訟や岡山県吉永町における管理型産廃処分場建設反対など各地の多くの処分場建設問題にかかわる。また、水俣病やカネミ油症など公害裁判にも参加。

これまで最終処分場建設について、設置者に対し、本当に安全なのかどうか、資料もきちんと渡して説明して下さいとお願いしてきた。久留米市や業者は「厚生省が定めた基準どおり建設されるし、排水される浸出水も有害物質については国の基準以下の量しか排出しないから安全です」と答えてきた。

設置者が言う2つの基準（①施設の構造とゴミの基準 ②排出される汚水に含まれる有害物質の量の基準）が守られれば、本当に安全なのか。

この基準が現実に守られていないという事実が全国の処分場で見られ、裁判にもなっている。問題は、それ以上に、厚生省の基準に合っていれば本当に安全なのか。

処分場の構造についての設置基準は、ここ10年、次々と厳しくなっている。ということは、変更前の基準が安全性を確保する上で不十分だったということ。全く同じことが排出中の有害物質の基準についても言える。

水俣病訴訟で、加害者であるチッソは、水俣病患者の発病が確認された昭和31年当時、チッソの排水は水道用水の基準に合致しており、水道用水として使用可能であったので責任はないと言った。水俣病の原因物質である有機水銀について、国は当時全く規制していなかった。今、大問題のダイオキシンが全く同じ経過をたどっている。

重金属などの危険だと考えられる量が、昭和40年代はPPM、10万分の1の単位。今はピコ

やナノ、1兆分の1という微量。このごくごく微量の有害物質が私たちの生命・健康を侵害するにとどまらず、生殖機能を侵害し子孫にまで危険にさらす。現時点で国の基準以下だから安全といっても、明日はそれが「実は危険だった」ということになりかねない。

このように本件は、厚生大臣の不許可取消しの裁決は国民の安全を確保するものではなく、子孫まで危険にさらそうとするものだとすることを明らかにすることが求められている。

立証責任転換の

正当性について

山梨弁護士会 長倉 智弘

昨年2月25日甲府地裁の産業廃棄物中間処理施設建設禁止仮処分決定で住民側の弁護士。

この事件は、山梨県田富町で、地元の産業者が計画した産廃中間処理施設に対し、周辺住民2,349名が建設差止めを求めて仮処分を申し立て。甲府地裁は住民側の主張を全面的に認め、業者に建設中止命令。この決定の中で、人間が生命健康を維持して安全に生活する利益を人格権と認め、有害物質による環境汚染の監視システムが整備されていない現状を指摘した。そして業者は有害物質発生の実態や環境汚染の防止対策についての具体的資料を提出し、健康侵害のおそれのないことを明らかにしない限り建設は認められないと業者側に安全性の立証責任を課した。産業廃棄物から出る有害物質が環境をどれだけ汚染し、人の生命健康にどんな被害を与えるか計り知れない現状の中、情報や証拠となるべき資料は専門家である業者の下にあり、素人である住民は情報や証拠とすべき資料をほとんど有していないのが通常なので、業者の側に自らが建設しようとしている施設の安全性について立証責任を負わせるのが、最も公平で理にかなったやり方と言える。

産廃反対ネット トネットネットネットネットネット 各地の参加者から



全隈町処分場本訴の 傍聴をして 御前山の環境を守る会

私達『御前山村一般廃棄物処理場反対運動』に、ご協力を戴いた方々の関係する同じ様な問題を抱える、先駆地域の全隈の提訴とあっては、私達の抱える問題解決に大きな参考にとの意味を込めて、傍聴させて戴きました。産廃関係問題は、広い地域に関係する長い長い期間に渉る人間生活環境に無視できない事と認識しております。その為にも私達の地域の問題も村内外の方々の強力な協力とご理解を戴いて、効果有る運動の進め方が出来ました事を有難い事と受けとめております。

今回の全隈地域の本訴による第1回の口頭弁論は、残念乍ら原告側のみの出席で本来受けて立つ「仮処分」不服申し立ての業者が欠席しての裁判となった訳ですが、訴訟申し立てをしながら欠席したのは、それなりの考えや作戦からかも知れませんが、素人の私達にとっては、誠に腑に落ちない行動としかとれません。法治国家で有る日本で有れば、折角自ら申し立てた業者が堂々と自分の主張を法廷で述べるべきでは無いか、との感を深く持ちました。安全な地域環境の保全と子々孫々の為により良き生活環境を、一層の団結と協力をしつつ目的完遂に努力する必要を感じた貴い一日でした。

平成11年10月5日

「命の水を守ろう」 を合い言葉に

廃棄物処理場建設反対連絡会
(大宮町・金砂郷町合同)
事務局長 茅野 猛

わが国では全国的に発生する一般ゴミや産業廃棄物の増大とその多様化への対応やゴミの減量化とそのリサイクル化推進などの財政負担増加と焼却場や最終処分場等の確保など、極めて困難な行政課題となっている。

しかしながら、国や県など行政は、公害対策上欧米に比し極めて甘い法整備のなかで後手後手の対策に終始するばかりでなく、関係業者には殆ど書類審査を前提とした許認可の立場をとっており、ゴミの問題すべて尻ぬぐいは国民・県民にシワ寄せしているのが実態であろう。

私は常々「将来を見据えたゴミ問題は製造者・行政・国民の三位一体の抜本的・構造的な対策が前提である。」との認識を持つものであり、今日もなお、行政等が遠くで見守る立場をとり、かつ関係業者が環境保全に不十分な施設設置を図ろうとする以上、「水を守り」「命を守る」ことに対しわれわれ自身が身体をはって子孫に禍根を残さないための断固たる意思表示が極めて重要である、と考えている。

その意味からも、過日の「水戸市全隈町産廃処分場建設反対」の裁判報告集会に同士の立場に立ち賛意を送るものであり、我々の「大宮町・金砂郷町合同反対連絡会」としても、これらを参考にしつつ建設阻止まで精一杯の反対運動を展開していく必要があると強く認識したものであります。

最後までの一糸乱れぬ運動の展開による施設建設完全撤廃を期待しますと同時に、我々に対しましても、引き続きのご指導ご支援をお願いするものであります。



水源地に処分場を造る 危険性を痛感

大子町佐原地区
産廃処理施設建設反対同盟
幹事 吉成 俊光

那須町は百ヶ所余の処分場

那須町産業廃棄物処分場設置反対
期成同盟連絡協議会
会長 大沼 次郎

平成11年5月の那須町の反対署名に多数の方のご協力を戴きありがとうございました。那須町にはすでに安定型処分場が百ヶ所余とも云われておりますがこれに加え次々と計画が提出されておりますが今は止まっております。これら百ヶ所余の場所はすべて町の上水道の水源地及び農業用水路に流れ込みやがて那珂川へと流れ出ます。埋め立てが終わった所からは今後も毒物が流れ出てくるだけです。

去る10月5日の水戸地裁の口頭弁論に出席させていただき皆様の反対の意気込みを力強く感じてまいりました。一度捨てられたら元には戻りません。又この裁判の結果は当町の今後の運動のあり方をも左右すると思っております。どうぞ力を結集し最後の勝利を勝ち取って下さい。



ゴミ弁連の先生方の闘争報告を拝聴し、改めて山間上流水源地に処分場等を建設する「危険性」を痛感しました。今後、処分場は「安定型」よりも「管理型」になるとのことですが、ゴミ問題の本質を問い直し、改めることなしにその「危険性」は変わるものではありません。即ち、環境保全のコンセンサス、ゴミを出さない循環型経済システムの確立がのぞまれます。

命の水を守る・全県産廃処分場反対闘争を勝利に向かって尽力されている皆様に心から敬意と連帯の意を表するものです。

ゴミ問題を 自分の問題として意識

緒川村
岸 元春

全国各地で、ゴミ処分場問題と取り組んできている住民の方や、ゴミ弁連の弁護士さんの話を聞くことができ、改めてゴミ問題が自分の問題として意識した次第である。

処分場を建設させてしまえば、それだけゴミ問題の解決が遅れる。ゴミを出さない社会システムを造っていくためにも処分場はストップさせなければならない。

梶山ゴミ弁連会長が言ったように、まず「使わない」、「減らす」、「再利用を考え『リサイクル(再生産)』は最後とする。

行政も業者も市民も動いてこの社会システムの構築運動につなげてゆきたい。

安心して暮らす 「生活権」の権利

栃木県烏山町
木須川を愛する会
会長 川野辺 眞

「裁判」。処分場に反対する住民なら誰もが考えることだと思います。

しかし、私たちの様に話し合いを中心としてきた運動では、常に業者・行政は法律を盾とし、それに対する住民は尻込みをしてしまう状況で何とも情けない思いをしてきました。

先日、水戸裁判所で梶山先生をはじめ全国の先生方による口頭弁論を傍聴し、今までにない熱いものを感じました。

住民は安心して暮らす権利がある「生活権」の中に「処分場は絶対造らせない」との信念に自分たちは今まで何をしてきたのだろうと反省するばかりです。処分場に反対する水戸市の皆さんにしても何の迷いも見えませんでした。処分場に反対する事は正しいことなのだと、改めて実感いたしました。

今までの反省を勇気にかえて阻止運動を続けていきます。

水戸市の皆さん、全国で苦しんでいる住民の為に必ず勝って下さい。



命の水を守ろう

全隈町 294

大津 久子

水戸市民の飲料水の水瓶のお膝元での産廃処分場建設問題、冗談でしようと言いたくなります。誰が考えても納得の出来ない事です。長い間守られてきた大切な自然が、あのきれいなせせらぎが破壊されるなんて悲しいことです。

マスコミ等でも種々報じられている通り、公害の絶対出ないと云う保障は何一つありません。一旦事が起こった場合、誰が責任をとってくれるのですか。泣き寝入りをしなければならないのは地元です。地元住民の1人として絶対阻止したいと思います。絶対反対です。 (平成11年9月21日)



1995年8月27日から
1999年10月21日までの
会計を報告致します。

会計担当

収入	原告団訴訟費用	1,194,000	支出	印刷代、紙代	240,658	ハガキ代	447,850
	カンパ	2,109,637		会議室使用料他	278,611	(知事宛)	
	本販売	244,600		郵送料、文具代	281,374	旅費	55,540
	預金利息	1,212		裁判費用(印紙代含)	1,756,400	計	3,160,433
	計	3,549,449		講師謝金	100,000	残金	389,016

